

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第八百八十号で告示した幸手都市計画道路事業（宮代町施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十九年八月四日から令和十一年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし